<住居表示実施区域 町名一覧表>

	町名 ≛山二十日	区分		区分		区分	00 _
ア			小杉山		つつじが丘		
	青山二丁目		小鳥沢一丁目	テ	天昌寺町		みたけ一丁目
	青山三丁目		小鳥沢二丁目		天神町		みたけ二丁目
	青山四丁目		紺屋町	ナ	長田町		みたけ三丁目
	浅岸一丁目	サ	菜園一丁目		中堤町		みたけ四丁目
	浅岸二丁目		菜園二丁目		中野一丁目		みたけ五丁目
	浅岸三丁目		材木町		中野二丁目		みたけ六丁目
	愛宕町		境田町		中ノ橋通一丁目		三ツ割一丁目
	安倍館町		肴町		中ノ橋通二丁目		三ツ割二丁目
1	稲荷町		桜台一丁目		長橋町		三ツ割三丁目
	岩清水		桜台二丁目		中屋敷町		三ツ割四丁目
	岩脇町		桜台三丁目		梨木町		三ツ割五丁目
ゥ	上田一丁目		山王町		名須川町		緑が丘一丁目
	上田二丁目	į	志家町		鉈屋町		緑が丘二丁目
	上田三丁目		清水町	<u> </u>	西青山一丁目		緑が丘三丁目
	上田四丁目		下ノ橋町		西青山二丁目		緑が丘四丁目
	上田堤一丁目		下米内一丁目		西青山三丁目		南青山町
	上田堤二丁目		下米内二丁目		西下台町		南大通一丁目
	内丸		城西町		西仙北一丁目		南大通二丁目
	44 44		新庄町				南大通三丁目
才	大沢川原一丁目		-		西仙北二丁目		
	大沢川原二丁目		新田町		西松園一丁目		南仙北一丁目
	大沢川原三丁目		神明町		西松園二丁目		南仙北二丁目
	大館町	ス	住吉町		西松園三丁目		南仙北三丁目
	大通一丁目	セ	前九年一丁目		西松園四丁目	A	向中野一丁目
	大通二丁目		前九年二丁目	/ / \	箱清水一丁目		向中野二丁目
	大通三丁目		前九年三丁目		箱清水二丁目		向中野三丁目
カ	開運橋通		仙北一丁目		八幡町		向中野四丁目
	加賀野一丁目		仙北二丁目		馬場町		向中野五丁目
	加賀野二丁目		仙北三丁目		東安庭一丁目		向中野六丁目
	加賀野三丁目	タ	大慈寺町		東安庭二丁目		向中野七丁目
	加賀野四丁目		大新町		東安庭三丁目	Ιŧ	本宮一丁目
	門一丁目		高崩		東黒石野一丁目		本宮二丁目
	門二丁目		高松一丁目		東黒石野二丁目		本宮三丁目
	上堂一丁目		高松二丁目		東黒石野三丁目		本宮四丁目
	上堂二丁目		高松三丁目		東桜山		本宮五丁目
	上堂三丁目		高松四丁目		東新庄一丁目		本宮六丁目
	上堂四丁目		館向町		東新庄二丁目		本宮七丁目
	上ノ橋町	Ŧ	茶畑一丁目		東仙北一丁目		紅葉が丘
	川目町		茶畑二丁目		東仙北二丁目		盛岡駅西通一丁目
丰	北飯岡一丁目		中央通一丁目		東中野町		盛岡駅西通二丁目
1	北飯岡二丁目		中央通二丁目		東松園一丁目		盛岡駅前北通
	北飯岡三丁目		中央通三丁目		東松園二丁目		
							盛岡駅前通
	北飯岡四丁目	"	月が丘一丁目		東松園三丁目	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	山岸一丁目
	北天昌寺町		月が丘二丁目		東松園四丁目		山岸二丁目
	北松園一丁目		月が丘三丁目		東緑が丘		山岸三丁目
	北松園二丁目		津志田町一丁目		東山一丁目		山岸四丁目
	北松園三丁目		津志田町二丁目		東山二丁目		山岸五丁目
	北松園四丁目		津志田町三丁目	ホ	本町通一丁目		山岸六丁目
	北山一丁目		津志田西一丁目		本町通二丁目	_ _	夕顔瀬町
	北山二丁目		津志田西二丁目		本町通三丁目		湯沢西一丁目
	北夕顔瀬町		津志田中央一丁目	_ ₹	前潟一丁目		湯沢西二丁目
	厨川一丁目		津志田中央二丁目		前潟二丁目		湯沢西三丁目
ク	厨川二丁目		津志田中央三丁目		前潟三丁目		湯沢東一丁目
	厨川三丁目		津志田南一丁目		前潟四丁目		湯沢東二丁目
	厨川四丁目		津志田南二丁目		松尾町		湯沢東三丁目
	厨川五丁目		津志田南三丁目		松園一丁目		湯沢南一丁目
	81 1261 1 1 1 - 4 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6	terrore (100)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				1999 17 1 [1]
					松園二丁日		湯沢南二丁日
	黒石野一丁目 黒石野二丁目				松園二丁目松園三丁目	ıj	湯沢南二丁目 流通センター北一丁目

※湯沢団地又は流通センター北一丁目に新築又は建替えをした建物等については、都南総合支所に提出してください。

- 住居表示実施区域外の場合

- ・住所は土地の番号(地番)を用い、「〇番地〇」と表示し、敷地が複数の地番にまたがる場合は、住居への主たる出入り口の位置、地番に占める面積の割合等を勘案して決めていただくことになります。
- なお、施行中の区画整理事業地内で住民登録をする場合の地番は仮換地の底地番を用いることになります。くわしくは区画整理事業実施事業者へお問い合わせください。